

(案)

海浜大通り展望駐車場
(袖ヶ浦第1緑地展望駐車場)
管理運営事業者募集
基本協定書

目 次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (事業区域と内容)
- 第3条 (事業期間)
- 第4条 (協定期間)
- 第5条 (指定期日)
- 第6条 (財産等)

第2章 許可の取得

- 第7条 (都市公園法に基づく許可の取得)
- 第8条 (その他の法令に基づく許可の取得)

第3章 事業者の責務と行為の制限等

- 第9条 (事業者の遵守事項)
- 第10条 (施設等の維持管理・運営等)
- 第11条 (安全対策及び事故等への対応)
- 第12条 (施設等用途の制限)
- 第13条 (行為の制限)
- 第14条 (私権の制限)
- 第15条 (事業の調査等)
- 第16条 (委託の禁止等)

第4章 公園使用料及び履行保証等

- 第17条 (公園使用料)
- 第18条 (保証金)

第5章 事業実施にあたっての負担区分等

- 第19条 (リスク分担)
- 第20条 (損害賠償等)
- 第21条 (第三者に与えた損害)
- 第22条 (地震等による損害)
- 第23条 (瑕疵担保)
- 第24条 (著作権の侵害の防止)
- 第25条 (特許権等の使用)

第6章 事業内容の変更、中止等

- 第26条 (事業内容の変更、中止等)
- 第27条 (暴力団員等による不当介入を受けた場合の報告等)

第7章 協定の解除等

- 第28条 (本市による協定の解除等)
- 第29条 (本市事業者の合意による協定の解除等)
- 第30条 (協定の解除等の公表)

第8章 原状回復の義務

- 第31条 (原状回復の義務)

第9章 補則

- 第32条 (届出義務)
- 第33条 (管轄裁判所)
- 第34条 (連合体による事業実施)
- 第35条 (補則)

別表

別図

海浜大通り展望駐車場（袖ヶ浦第一緑地展望駐車場）管理運営事業基本協定書

千葉市（以下、「本市」という。）及び〇〇〇〇〇（以下、「事業者」という。）は、海浜大通り展望駐車場（袖ヶ浦第１緑地展望駐車場）（以下、海浜大通り展望駐車場）管理運営事業（以下、「本事業」という。）の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

第１章 総則

（目的）

第１条 本協定は、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）及び千葉市都市公園条例（昭和３４年千葉市条例第２０号（以下、「市公園条例」という。））並びに関係法令等の定めるところに従い、本市と事業者が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するため必要な事項を定めるものとする。

（事業区域と内容）

第２条 事業者は、千葉市美浜区磯辺地内に位置する袖ヶ浦第１緑地内の別図に示す区域（以下、「事業区域」という。）において、事業者が本事業の事業者募集（以下、「募集」という。）で提案した事業提案に基づき、本協定締結後、各関係機関等との協議及び本市との協議を経て確定する事業内容を包括的に実施するものとする。

２ 事業者は、前項に定める事業内容について、第７条第１項で定める都市公園法に基づく公園施設管理許可の申請時まで第１０条第４項で定める「事業計画書」を本市に提出し、本市の承諾を得なければならない。

（事業期間）

第３条 本事業の実施期間（以下、「事業期間」という。）は、管理許可期間の終了日までとする。但し、次に定める場合、事業期間の終了日は、本市が定め、別途、事業者へ通知するものとする。

- （１）公園施設管理許可が取り消された場合
- （２）事業を途中で中止する場合
- （３）道路管理者から公園管理者への道路占用許可が取り消された場合
- （４）道路管理者から公園管理者への道路占用許可（現行期間は令和１０年３月３１日迄）が更新されなかった場合

（協定期間）

第４条 本協定の有効期間（以下、「協定期間」という。）は、本協定締結日から第１８条第１項に定める保証金の返還等の清算行為が完了するまでとする。

２ 前項の協定期間の終了日は、次に定める場合、本市が定め、別途、事業者へ通知するものとする。

- (1) 公園施設管理許可が取り消された場合
- (2) 事業を途中で中止する場合
- (3) 道路管理者から公園管理者への道路占用許可が取り消された場合
- (4) 道路管理者から公園管理者への道路占用許可（現行期間は令和10年3月31日迄）が更新されなかった場合

（指定期日）

第5条 事業者は、本協定締結の日から速やかに施設等の整備にかかる手続きを行い、工事着手日、工事完成日及び営業開始日（以下、工事着手日、工事完成日及び営業開始日を「指定期日」という。）を定めた工事工程を書面により本市へ提出し、本市の承諾を得て整備を行うものとする。なお、駐車場運営に必要な施設等は令和6年11月1日までに供用開始すること。

- 2 事業者は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により本市に申請し、本市の承諾を得なければならない。

（財産等）

第6条 第2条第1項の規定に基づき確定した事業内容のうち、事業者が主体となって設置・改修する施設のすべての整備費用及びこれにかかる手数料等一切の経費は事業者が負担する。

- 2 事業者が、本事業に基づき駐車場の機能を向上させることを目的とした工作物、植栽等（以下、「施設等」という。）を都市公園施設の管理許可により設置し、維持管理・運営する場合は、その財産権は事業者に帰属する。
- 3 事業者が、本事業に基づき事業区域内にある既存の公園施設を都市公園施設の管理許可により改修し、維持管理・運営する場合は、改修に要した部品等物件の所有権は千葉市に帰属する。

第2章 許可の取得

（都市公園法に基づく許可の取得）

第7条 事業者は、工事着手までに、書面をもって本市に対し、都市公園法に基づく公園施設管理許可を申請し、その許可を受けなければならない。なお、申請期間は5年とし、管理許可区域は事業区域とする。

- 2 事業者の責に帰すべき理由により本協定の解除を行うこととなり、事業に着手できなくなった場合は、事業者の代表者は、違約金として事業提案書に記載の公園使用料（年額）の3%に相当する額を本協定解除後1月以内に納付するものとする。

（その他の法令に基づく許可の取得）

第8条 事業者は、前条第1項に定める手続きのほか、その他の法令等に基づき、関係

機関との協議を行い、事業の実施に必要な手続き並びに許可の取得を行うものとする。
なお、これにかかる一切の費用は事業者が負うものとする。

第3章 事業者の責務と行為の制限等

（事業者の遵守事項）

- 第9条 事業者は、事業期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって第2条第1項で定める事業区域を良好に管理しなければならない。
- 2 事業者は、公園施設の管理許可等の許可条件を遵守し、事業区域の安全確保に努めるとともに、施設等の適正な管理運営を行わなければならない。
 - 3 事業者は、本協定及び公園施設の管理許可等に基づく権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により本市に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。
 - 4 事業者は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに本市に申請し、承諾を得なければならない。
 - 5 事業者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他関係法令等の規定を遵守しなければならない。
 - 6 事業者は、本市から提供を受けて知り得た秘密を協定期間中のみならず、協定期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
 - 7 事業者は、自己の業務従事者その他関係者に前項の義務を遵守させなければならない。
 - 8 事業者は、本事業を実施するための個人情報の取扱いについては、千葉市個人情報保護条例（平成27年千葉市条例第5号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
 - 9 事業者は、本事業の実施に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（施設等の維持管理・運営等）

- 第10条 本市及び事業者は、海浜大通り展望駐車場の美観維持について協力するものとする。
- 2 事業者は、その責任と費用負担に基づき、自ら事業区域及び施設等の清掃、維持管理、法定点検、法定訓練及び修繕を行うものとする。
 - 3 事業区域以外の袖ヶ浦第1緑地における清掃、維持管理及び修繕については、原則として本市の責任と費用負担に基づき、本市が行う。ただし、事業者及び事業者が実施する事業に起因して、本市の所有する施設等を汚損もしくは破損した場合、事業者はその責任と費用負担に基づき、清掃又は修繕等の必要な措置を講じて原状回復するものとする。
 - 4 事業者は、事業区域内の施設について、公園施設の管理許可の申請を行うにあたり、次の項目を記載した「事業計画書」を事前に、本市に提出し、本市の承諾を得るもの

とする。

(1) 整備計画

- ①事業趣旨
- ②諸元表
- ③配置図、平面図、立面図、断面図、仕上げ表等の計画図
- ④安全対策（施設設置等における工事期間中の工事看板や仮囲いなど）
- ⑤工程表

(2) 営業計画

- ①営業内容（施設の利用料金を含む）
- ②経費内訳表
- ③資金調達計画書
- ④管理許可使用料計算書

(3) 施設の運営計画

- ①運営方針
- ②運営形態、業務実施体制
- ③安全対策（防火・防犯・防災など）

(4) 施設の維持管理計画

- ①維持管理方針
- ②清掃、刈草など美観の保持
- ③駐車場機械設備等保守点検
- ④巡回、点検（不法・迷惑行為・苦情要望への対応等）
- ⑤安全対策（防火・防犯・防災など）

(5) 緊急時の体制及び対応

(6) 職員配置計画（電話又はインターフォン等対応者、緊急時現場対応者など）

(7) 配置する職員に対する研修計画

(8) その他、良好な管理運営に関すること

- 5 事業者は、次の項目を記載した「事業報告書」を年度毎に作成し、年度末までに本市に提出すること。

(1) 前項各号に関する実施状況

(2) 収支決算見込み

- 6 事業区域内の施設等の管理運営に必要な協議調整等は、事業者が行うものとする。

- 7 事業者は、事業区域において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるよう十分に配慮するものとする。

（安全対策及び事故等への対応）

- 第11条 事業者は、本事業の実施にあたり事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により本市に報告しなければならない。

- 2 事業者は、本市によるイベント開催時など来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について本市に協力するものとする。

- 3 本事業の実施中に事故が発生した場合、事業者は、当該事故発生時の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、

- 適切で速やかな対応を行い、その経過を本市に報告し、本市の指示に従うものとする。
- 4 本市は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、事業者に対し、業務の一部又は全部の停止を命じることができる。

（施設等用途の制限）

第12条 事業者は、次に定める施設を設置することはできない。

- （1）政治的又は宗教的用途に使用する施設
- （2）風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業の用途に使用する施設
- （3）青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の用途に使用する施設
- （4）騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される用途に使用する施設
- （5）上記の他、本市が公園利用との関連性が低く、「駐車場施設」とみなすことができないと判断する施設

（行為の制限）

第13条 事業者は、協定期間中に事業区域において、次に定める行為を行い又は第三者に行わせることはできない。

- （1）政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- （2）風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業
- （3）本市の承諾を受けないで行う営利を目的とした物品販売
- （4）青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- （5）騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下、「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者、千葉県暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第2条第3項に規定する暴力団密接関係者（以下、「暴力団密接関係者」という。）の活動
- （7）上記の他、本市が公園利用との関連性が低く、駐車場の管理運営に必要とみなすことができないと判断する行為

（私権の制限）

第14条 事業者は、事業区域の敷地について、借地権その他のいかなる権利も主張できない。

- 2 事業者は、事業区域の敷地を構成員および委託先以外の第三者に占有させる等、本市の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある一切の行為をしてはならない。

（事業の調査等）

第15条 本市は必要と認める場合、事業者の費用負担に基づき、本事業の状況について自ら調査を行い、又は事業者に報告を求めることができる。

2 本市は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、事業者に対し、その改善を指示することができる。

3 事業者は、本市から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(委託の禁止等)

第16条 事業者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 事業者は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって本市に申請し、本市の承諾を得なければならない。

3 事業者は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定を遵守させなければならない。

4 事業者は、委託先が第28条第1項の(4)から(8)までのいずれかに該当することを知った場合は、直ちに本市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

第4章 公園使用料及び履行保証等

(公園使用料)

第17条 事業者は、本市が指定する期日までに公園の使用料(以下、「使用料」という。)を本市が指定する期日までに本市に支払うものとする。

2 使用料の単価は以下のとおりとする。

・公園施設管理許可に伴う使用料

月額 〇〇円/㎡

・公園施設設置許可に伴う使用料

月額 100円/㎡

・占用許可に伴う使用料

市公園条例に定める金額

3 本協定の事業区域の変更等が生じた場合は、本市は前項の単価に基づき使用料を見直すものとする。

4 市公園条例の改正等により、本市は、使用料の単価を改定することができる。この場合、本市は本条第2項のうち占用許可に伴う使用料を改定後の単価に基づき見直すことができるものとする。

5 前項により使用料の単価を改定する場合、本市は事業者に対して書面により通知する。

6 事業者による使用料の支払いに遅延があった場合、第28条の本市による協定の解除等の事由とすることができる。

7 事業者の責に帰すべき事由により、11月1日までに施設が開業されない場合又は事業が途中で中止となった場合、本市は管理許可等を取り消すとともに、徴収した使用料を返還しない。

(保証金)

第18条 事業者は、使用料その他本事業から生じるすべての債務の担保として、保証金を第31条第1項に定める原状回復完了時まで無利息で本市に預託しなければならない。

2 前項の保証金の金額は整備施設の解体に必要な額とし、市と事業者の協議により決定するものとする。

3 本市は、事業者が第31条第1項に定める原状回復を完了した後、未払いの債務があればその弁済に保証金を充当した残額を事業者に返還する。

4 保証金を前項の未払債務に充当してもなお不足が生じた場合は、事業者の代表者及び当該未払債務を負担していた構成員は、本市の請求により直ちにその不足額を本市に支払わなければならない。

5 事業者は、保証金をもって、本協定に基づき発生する事業者の本市に対する債務の弁済に充当することを請求できない。

第5章 事業実施にあたっての負担区分等

(リスク分担)

第19条 協定期間中の本市事業者のリスクの分担は別表のとおりとする。ただし、別紙に定めるもの以外の事項については本市と事業者の協議により決定する。

(損害賠償等)

第20条 本市が第28条第1項により本協定を解除した場合、その他事業者の責に帰すべき事由により本市が損害を被り、又は被る恐れのある場合、事業者の代表者及び帰責事由を生じさせた構成員は当該損害を賠償しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第21条 事業者は、事業の実施にともない、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、事業者の代表者及び当該事業を実施した構成員の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

(地震等による損害)

第22条 本市は、地震、火災、風水害、盗難、その他本市の責に帰すことの出来ない事由によって事業者が被った損害については、賠償する責を負わない。

(瑕疵担保)

第23条 事業者は、事業区域内で隠れた瑕疵を発見しても、本市に対し使用料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(著作権の侵害の防止)

第24条 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを本市に対して保証する。

2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害し、

第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者の代表者及び当該成果物及び関係資料を作成した構成員がその額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（特許権等の使用）

第25条 事業者は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

第6章 事業内容の変更、中止等

（事業内容の変更、中止等）

第26条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、第2条第2項で定めた「事業計画書」に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合は、事業者は相当の期間を設けて本市と協議を行った上で、事前に書面により本市に申請し、本市の承諾を得て、事業の内容を変更することができる。

2 本市は、事業者が本協定、公園施設管理許可等の条件又はその他関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の報告等）

第27条 事業者は、本事業の実施に当たり、暴力団の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの。以下、「暴力団員」という。）又は、暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに警察への届出とともに、本市に報告する。

2 事業者は、本事業に関して下請負又は受託をさせた者（以下、「下請負人等」という。）が暴力団員又は、暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに本市に報告するとともに、下請負人等に対し、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

3 事業者は、前2項の規定により報告を受けた本市の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第7章 協定の解除等

（本市による協定の解除等）

第28条 本市は、第4条の協定期間にかかわらず、本市が事業者にした公園施設管理許可等を取り消した場合、もしくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

（1）事業者が、本協定、公園施設管理許可等の許可条件又はその他関係法令等に違反する行為をおこなった場合

- (2) 当初の事業計画に反するなど、本事業の目的から逸脱し、本市からの再三の警告等が発せられてもなお正当な理由なく改善が見られない場合
 - (3) 事業者の事業実施が事業者の都合により、事業計画書に示したスケジュールから著しく遅延する等、円滑な事業実施が困難と合理的に判断される場合
 - (4) 事業者が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
 - (5) 事業者が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 事業者が、監督官庁により営業取消もしくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止もしくは停止した場合
 - (7) 事業者が、第9条第4項に基づく本市への申請に対し、本市の承諾を得られなかった場合
 - (8) 事業者が、暴力団員又は暴力団員密接関係者に該当する場合
 - (9) その他、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- 2 事業者は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めることはできない。

(本市と事業者の合意による協定の解除等)

第29条 事業者は、経営状況など事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6か月前までに、本市に対して書面により解除の申請を行った上で、本市と事業者で協議の上、本市が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。

- 2 事業者は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めることはできない。
- 3 本協定締結後、天災地変などの不可抗力により、事業区域内の施設等が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、事業者の責に帰すべき事由によらず本協定の履行が不可能となった場合、本市と事業者は協議し、合意のうえ本協定を解除することができる。
- 4 前項の規定により本協定を解除した場合において、本市と事業者が協議し既納の使用料の還付について合意した場合には、本市は使用料の全部又は一部を事業者に還付する。

(協定の解除等の公表)

第30条 本市は、第26条第2項に基づき、本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第28条第1項に基づき本協定を解除した場合、事業者の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。

第8章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

第31条 事業者は、許可期間の終了日までに、事業区域及び事業者の責により汚損もしくは破損した部分を、原状に回復の上、本市の立会いのもとで本市に返還しなけれ

- ばならない。ただし、本市が原状回復を必要ないと認めた場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、事業者が負担する。
 - 3 事業者が、本条第1項の規定により原状回復する場合、事業者はその内容や方法等について、事前に書面により本市に申請し、本市の承諾を得なければならない。
 - 4 事業者が、本条第1項の規定による原状回復を行わない場合、本市は代わりにこれを行い、事業者に費用を請求することができる。この場合において、本市は原状回復にかかる費用につき第18条第2項の保証金を充当することができる。
 - 5 前項により、事業者が損害を受けることがあっても、本市は、その賠償の責を負わないものとする。

第9章 補則

（届出義務）

第32条 事業者は、次の各号に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により本市に届出なければならない。

- （1）連合体の代表者（以下、「代表者」という。）及び構成員を変更した場合
- （2）事業者の代表者及び構成員の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
- （3）事業者が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- （4）事業者が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- （5）事業者が、本事業の実施に関わり、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合
- （6）事業者が、本事業の実施に関わり、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合
- （7）事業者の所有する施設が、本事業の実施に関わり、滅失又は毀損した場合
- （8）第2条第1項で定める事業区域の全部又は一部を第三者に占拠された場合

（管轄裁判所）

第33条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、本市の事務所の所在地を管轄する千葉地方裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

（連合体による事業実施）

第34条 事業者が複数の法人及びその他の団体等（以下、「法人等」という。）による連合体（以下、「連合体」という。）である場合、構成員は連合体に係る協定等を締結し、これを遵守しなければならない。

- 2 連合体により本事業を実施する場合、本市は、本事業にかかる協議、調整その他、すべてについて代表者を相手方とし、本市から代表者へ通知した事項は、すべての構

- 3 代表者は、本市に対して、本協定等に定める通知、請求及び本協定等の内容の履行に必要な一切の事務処理等を行うものとする。
- 4 前項の場合において、代表者につき生じた事項又は代表者の行為は、すべての構成員に対して、その効力を生じるものとする。
- 5 構成員は、本協定に定める事項を遵守しなければならない。
- 6 構成員は、本事業の実施について連帯してその責を負うものとする。
- 7 代表者及び構成員が脱退もしくは追加する場合、代表者は事前に書面により本市に申請し、本市の承諾を得なければならない。
- 8 構成員は、所有する施設等の所有権を他の構成員に譲渡し、所有する施設等について抵当権、賃借権その他の権利を設定し、他の構成員に譲渡もしくは移転、転貸等を行い、又は他の構成員に対する債務の担保に供する場合、事前に書面により本市に申請し、本市の承諾を得なければならない。

第35条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとする。

2 本市と事業者協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市長 神谷俊一

A 3x10 grid of circles, representing a 30-item test. Each circle is empty and intended for a student to write an answer.

別表

	リスクの種類		番号	リスクの内容	市	事業者
共通	募集資料リスク		1	事業者募集資料の誤り又は内容の変更に関するもの	○	
	応募リスク		2	応募費用及び応募図書作成等に関するもの		○
			3	応募図書の取扱いに関するもの	○	
	資金調達リスク		4	必要な資金の確保に関するもの		○
	制度関連リスク	法制度リスク	5	法制度の新設・変更に関するもの		○
		許認可リスク	6	許認可の遅延等に関するもの（市で取得するもの）	○	
			7	許認可の遅延等に関するもの（市で取得するもの以外）		○
	税制度リスク	8	一般的な税制変更（新税含む）に関するもの		○	
	社会リスク	住民対応リスク	9	本件施設の整備に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	○	
			10	上記以外のもの（事業者が行う調査、建設、維持管理に関するもの）		○
		環境問題リスク	11	地中障害物や土壌汚染に関するもの	○	
			12	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
		第三者賠償リスク	13	事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故及び電波障害対策に関するもの		○
	債務不履行リスク	事業者の責めによるもの	14	事業者の基本協定内容の不履行		○
			15	事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での選定事業者の変更		○
			16	事業者の責めにより最終期限日までに工事が完成しなかった場合		○
		市の責めによるもの	17	市の基本協定内容の不履行	○	
	不可抗力リスク ※ 1		18	風水害や地震、第三者の行為、その他自然的、人為的な事象のうち、保険等又は同等の措置を超えるもの		○
	金利リスク		19	金利の変動		○
	物価リスク		20	物価の変動		○
	事業の中止・延期リスク	市の責めによるもの	21	市の責任による遅延・中止	○	
			22	事業者の責任による遅延・中止		○
			23	事業者の事業放棄・破綻		○
計画段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	24	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		○
		測量・調査リスク	25	市の実施による測量・調査に関するもの	○	
			26	事業者の実施による測量・調査に関するもの		○
			27	地質障害、地中障害物により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長		○
		設計リスク	28	市の条件提示、指示の不備・変更によるもの	○	
			29	事業者、請負会社による指示、判断の不備		○
建設段階	建設リスク	用地リスク	30	建設予定地の確保に関するもの	○	
		既設工作物・植栽等の撤去工事	31	募集で提案した事業提案による施設撤去工事及び事業区域内に存在する既設工作物・植栽の撤去工事		○
			32	公園施設撤去後の市の要求による設計変更等により、工事が契約に定める工期より遅延する又は完工しない場合	○	
		工事遅延リスク	33	事業者の責めにより、工事が契約に定める工期より遅延する又は完工しない場合		○
			34	工事監理に関するもの		○
		性能リスク	35	要求水準不適合（施工不良を含む）によるもの		○
		工事費増大リスク	36	公園施設管理許可後の市の指示に起因する工事費の増大	○	
			37	上記以外の工事費の増大		○
		施設損傷リスク	38	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○
維持管理・運営段階	維持管理リスク	施設瑕疵リスク	39	施設に関する瑕疵担保責任		○
		施設損傷リスク	40	事故・火災等による施設の損傷、施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		○
			41	第三者（本件施設の利用者を含む）による施設の損傷		○
	運営リスク	利用者トラブルリスク	42	事業者事業区域内に関する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
		需要変動リスク	43	当初の需要見込みより下回った状況による損害		○
事業期間	原状回復リスク		44	事業者が整備した施設撤去に伴う諸費用、及び諸手続きに関するもの		○
			45	事業区域内の原状回復に関するもの		○
	移管手続きリスク ※ 2		46	施設移管手続きに伴う諸経費の発生に関するもの		○
			47	無償譲渡に伴う税負担等に関するもの		○

※ 1 市と事業者が、協議の上事業の継続が不可能と判断した場合は事業を終了するものとする。協議の上事業を再開すると判断した場合、市は事業者から事業を再開するまでの期間の使用料を徴収しないものとする。

※ 2 事業提案施設を事業期間終了後に市に無償譲渡する場合